

生活保護法に基づく指定医療機関に対する行政処分について

東京都は、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 5 1 条第 2 項第 1 号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、以下のとおり指定医療機関に対する行政処分を行いました。

1 医療機関名称及び所在地等

- (1) 医療機関名称 医療法人社団 青葉 山田歯科医院
- (2) 医療機関所在地 東京都葛飾区西新小岩四丁目 2 7 番 1 1 号
- (3) 開設者 医療法人社団青葉 理事長 山田 繁
- (4) 管理者 山田 繁
- (5) 初回指定年月日 平成 2 6 年 7 月 1 日

2 行政処分の内容

法第 5 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づく指定医療機関の指定の取消し

3 指定の取消し年月日

令和 6 年 2 月 2 3 日

4 指定取消しに至った経緯及び事由

対象医療機関は、関東信越地方社会保険医療協議会の建議により、令和 6 年 2 月 2 3 日付で健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）に基づく「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」が行われた。（※詳細は別紙又は[関東信越厚生局ホームページ](#)参照）

これにより法第 4 9 条の 2 第 2 項第 1 号（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）に該当し、同法第 5 1 条第 2 項第 1 号に規定する指定医療機関の指定の取消事由に該当するため、指定の取り消しを行う。

5 その他

法第 4 9 条の 2 第 4 項において準用する同条第 2 項第 4 号及び第 9 号（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、取消しの日から起算して 5 年を経過しない期間において、山田 繁氏を開設者又は管理者とする医療機関に対しては、法第 4 9 条（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定による指定医療機関の指定を行わない。

(問合せ先)
東京都福祉局生活福祉部保護課
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 0 6 5 (直通) 内線 3 2 - 4 4 1

(参考) 関係法令：生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

(医療機関の指定)

第 49 条

厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第 49 条の 2 （略）

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき

二～三 （略）

四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた方で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五～八 （略）

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 （略）

4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び取消し)

第 51 条 （略）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

二～十 （略）

令和6年2月22日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和6年2月21日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 名 称 | 医療法人社団 青葉 山田歯科医院 |
| (2) 所 在 地 | 東京都葛飾区西新小岩四丁目 27 番 11 号 |
| (3) 開 設 者 | 医療法人社団青葉 理事長 山田 繁 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和6年2月23日 |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 山田 繁（75 歳） |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和6年2月23日 |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

保険者からの情報提供により個別指導を実施したところ、歯冠修復、ブリッジ及び有床義歯の製作を繰り返しているが、歯科技工所からの納品書に患者名の記載がなく事実確認ができない例及び診療録に記載されている診療開始日以前に、診療録に記載がないにもかかわらず診療報酬が請求されている例が複数認められたため、個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療報酬が請求されていること、実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて診療報酬が請求されていることが疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年2月25日から令和4年12月8日まで計17日間の監査を実施した。

結果として、「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	55件
不正請求額	858,264円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。